

「南島原市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

改正（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和6年1月4日(木) ～ 令和6年1月31日(水)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 2件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	0
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	0
C	既に記載済み・対応済みのもの	0
D	反映が困難なもの	0
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	2

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
第4章(第21条～第28条)の審議会について	<p>市のホームページを「南島原市太陽光発電設備設置審議会」で検索しても情報が出てきませんが、委員や活動内容（審議内容や答申内容など）は公開されていないでしょうか。これらが非公開の場合には委員が学識経験を有する者か、及び審議内容に利害関係を持たない者であるか等のチェックが出来ず、問題であると思います。</p> <p>また、第12条第2項で事業者に対して近隣住民等への事業内容の説明会開催が求められていますが、このとき市の事業許可の判断の内容も住民に提示する必要があることから審議内容の公開は必要であると思います。</p>	<p>今回頂いたご意見につきましては、本条例改正（案）に関する箇所ではございませんが、南島原市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）の審議は、現在、保全地区内、または事業区域の面積が1ヘクタールを超える事業を対象としており、これまで該当する案件がなく審議会は開催していないため、公開している情報はございません。</p>	E
第33条～第36条に従わない者に対する罰則について	<p>第36条については各法律に定められた罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五章罰則、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の第七章罰則）が適用されるものと思いますが、第33条から第35条に従わない者に対しては第32条第2項の氏名等及び不正行為内容の公開が適用されることになるのでしょうか。これらの公開のみでは罰として弱く実効性が低いように思われるため、第29条の事業許可取り消しの対象に含めた方が良いと思います。</p>	<p>条例第32条第2項に係る公表については、条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったと認める場合であり、条例第33条から第35条の要件等に従わない者に対して適用するものではありません。</p> <p>施行後の第33条から第35条の要件等に従わない者に対しては、必要に応じて、国や県等と協力を図りながら対応します。</p>	E